

# 厚生労働大臣が定める事項について

令和7年6月1日現在

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 入院基本料に関する事項について

当院では、1日の入院患者人数に対する看護職員・看護補助者を以下のとおり配置し、交替で24時間看護を行っております。なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員・看護補助者の配置が異なるため、詳細な配置については各病棟で掲示しています。

### (1) 一般病棟入院基本料

入院患者10人に対して1以上の看護職員を配置しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

### (2) 地域包括ケア病棟入院基本料

入院患者13人に対して1以上の看護職員を配置しています。また、入院患者25人に対して1以上の看護補助者を配置しています。

## DPC対象病院に関する事項について

当院はDPC（包括医療制度）の対象病院であるため、入院医療費を計算するにあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算しています。

※医療機関別係数 DPC係数 1.3939

内訳 基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.2615 + 機能評価係数Ⅱ 0.0583 + 救急補正係数 0.0283

## 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書により説明を行っております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化について基準を満たしております。

## 「個別の新報酬の算定項目のわかる明細書」の発行に関する事項について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## 入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。